

順応的保全管理体制の構築に向けた検討事項と今後のスケジュール（案）

1 順応的保全管理体制の構築に向けた検討事項

1) 顕著な普遍的価値の再確認

① 屋久島の有する顕著な普遍的価値の再整理

→ 平成 21 年度第 1 回、第 2 回科学委員会で確認

② 顕著な普遍的価値を維持するため、対応が必要な課題の抽出

→ 平成 22 年度第 1 回科学委員会においてヤクシカ・ワーキンググループを設置し、
検討を開始

2) 基本方針の検討

① 基本方針決定の基本的な考え方及び基本方針に盛り込む事項についての検討

→ 平成 21 年度第 1 回、第 2 回科学委員会で確認

② 基本方針（案）の検討

→ 平成 22 年度第 1 回科学委員会で議論、平成 22 年度第 2 回科学委員会で整理

3) 管理の方策の検討

① 管理の方策に盛り込む事項についての検討

→ 平成 22 年度第 1 回科学委員会で確認

② 管理の方策（案）の検討

→ 平成 22 年度第 2 回科学委員会で議論

4) 調査研究・モニタリング・保全活動に関する情報収集・情報共有

① 各機関、研究者、NPO等の行っている調査研究、モニタリング、保全活動等の
情報収集・整理

→ 平成 21 年度環境省事業で調査・第 2 回科学委員会で報告

② 屋久島で行われている調査研究、モニタリング、保全活動等の情報共有の場の設
置

→ 平成 21 年度に屋久島世界遺産地域調査研究活動報告会の開催

→ 平成 22 年度にヤクシカ被害対策に関するシンポジウムの開催（予定）

5) 管理機関が行っている調査研究・モニタリング・事業のレビュー

① 管理機関が行っている調査研究・モニタリングの評価

② 管理機関が行う事業を評価する指標と、それを把握する調査研究・モニタリング
の手法

→ 平成 22 年度第 1 回科学委員会で報告

6) 自然環境モニタリング計画（案）

上記3)～5)を踏まえ、調査研究・モニタリングの目的・位置づけを明確にした自然環境モニタリング計画（案）

7) 管理機関が行う事業の評価

管理機関が行う事業について、調査研究・モニタリングの結果に基づき評価（評価結果については管理機関が行う事業に反映）

→ 「自然環境モニタリング計画」及び「順応的保全管理体制」については管理計画に位置づけ

2 「定期報告」に関する科学委員会のスケジュール

スケジュールは以下のとおり。

定期報告		科学委員会
期間・期日	締約国の実施事項	
2011年1月まで	締約国が定期報告の質問票（セクションI及びII）に記入する作業を開始する	←関係科学委員会委員からの協力
2011年2月から7月	締約国は定期報告の質問票（セクションI及びII）を完成させる	←平成23年度第1回科学委員会の助言
2011年7月31日まで	各国の担当者及び各管理者により完成された質問票（セクションI及びII）の提出	
2011年3月から8月	サブ地域会合	
2011年11月	地域会合	
2011年12月から 2012年3月	世界遺産センター及び諮問機関による評価	
2012年4月	世界遺産委員会事務局が定期報告とりまとめ	
2012年7月	第36回世界遺産委員会への報告、審査	